

して声明す」等の由あり。

批を奉ずるに、詳の如く、例に照らして該国王に移咨し知照せしめよ。並びに該庁に飭し、難番比嘉・宮平等、引駕の水梢（三）と共に三十四人を將て遣發せしめ、閩安鎮に至りて該協と会同して驗明し、兵を撥し護送出洋し、長行回国の日期を取具し、另に詳もて題を請え。仍お督部堂の批示を候て。繳す。冊・結は存す、とあり。此れを奉ず。

福防庁に飭令し、該浙江省より送到せる難番比嘉等九名、又、江蘇省より送到せる難夷宮平等二十三名、派撥せる引導の進貢船内の水梢毛汝梅等二名と共に、統共三十四人を將て遣發せしめ、鎮に至りて閩安協と会同して驗明し、兵を撥し護送出洋するを除くの外、合に就ちに移知すべし。此れが為に貴国王に備咨す。請煩（ねが）わくは査照して施行せんことを、等の因あり。国に到る。此れを准く。

随いで難民を將て名に按じて回籍するの外、理として合に咨謝すべし。此れが為に貴司に備咨す。煩（ねが）わくは察照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆五十九年（一七九四）

注*本文書は「八〇〇四」の咨覆である。

（一）該 校訂本は「部」。「八〇〇四」による。

（二）奉 校訂本は「奏」。「八〇〇四」による。
（三）駕 校訂本は「加」。「八〇〇四」による。

2-82-14

世孫尚温の、進貢のため耳目官向文鳳等を派遣するむねの符文（乾隆五十九《一七九四》）

琉球国中山王世孫尚（温）、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国は世々天朝の洪恩に沐す。会典に遵依して二年一貢なること、欽遵して案に在り。茲に乾隆五十九年の進貢の期に当たり、特に耳目官向文鳳・正議大夫鄭作霖・都通事曾諤等を遣わし、表章を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢共に一百九十八員名を率領するの外、報喪使の正議大夫鄭国枢一員・跟伴一十二名を附搭し、共計二百一十一員名なり。煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船は礼字第一百五十号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。一船は礼字第一百五十一号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。前（ま）みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴きて聖禧を叩祝せんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留

して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府、札字第一百四十九号の半印勘合符文一道を給発し、都通事會謨等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難し遅悞するを得ること母からしめよ。須らく符文に至るべき者なり。

計開

耳目官一員	向文鳳	人伴一十二名
正議大夫一員	鄭作霖	人伴一十二名
正議大夫一員	鄭国枢	人伴一十二名
都通事一員	曾謨	人伴七名
在船都通事二員	<small>梁憲 林家椿</small>	人伴八名
在船使者四員	<small>向士傑 麻永茂 向天禧 豊美祐</small>	人伴一十六名
存留通事一員	鄭永泰	人伴六名
在船通事一員	紅之謨	人伴四名
管船火長・直庫四名		
水梢共		

右の符文は都通事會謨等に付し、此れを准けしむ

乾隆五十九年（一七九四）

注（一）林家椿 長嶺通事親雲上（家譜（二）九二七頁、毛日新の

譜）。『宝案』では乾隆五十九年の在船都通事、嘉慶三年の具結

状で長史、嘉慶十一年の具結状で正議大夫として名がみえる。

2-82-15

世孫尚温の、進貢のため耳目官向文鳳等を派遣するむねの執照（頭号船）（乾隆五十九《一七九四》）

琉球国中山王世孫尚（温）、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国は世々天朝の洪恩に沐す。会典に遵依して二年一貢なること、欽遵して案に在り。茲に乾隆五十九年の貢期に当たり、特に耳目官向文鳳・正議大夫鄭作霖・都通事會謨等を遣わし、表章を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢共に一百九十八員名を率領するの外、報喪使の正議大夫鄭国枢一員・跟伴一十二名を附搭し、共計二百一十一員名なり。煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船は札字第一百五十号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。一船は札字第一百五十一号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。前すすみて福建等处承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴きて聖禱を叩祝せんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府、札字第一百五十号の半印勘合執照一道を給発し、存留通事鄭永泰等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難し阻滯するを得ること母からしめよ。